

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 （中略）</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性 （中略）</p> <p>IV-3-1-2 勧誘・説明態勢</p> <p>（1）～（6）（略）</p> <p><u>（7）少額投資非課税制度を利用する取引の勧誘に係る留意事項</u></p> <p><u>平成26年1月より、自助努力による家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点から、少額投資非課税制度（以下「NISA」という。（注））が導入されることとなった。</u></p> <p><u>NISAは、年間の投資（購入）上限額が比較的少額（100万円）であり、家計の中長期的な資産形成を後押しするためのツールとして位置付けられていることから、初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が予想される。NISAの導入により、証券投資を通じた資産形成に関する裾野が広がり、ひいては証券市場の活性化につながることを期待される。</u></p> <p><u>また、その制度趣旨に基づき、1年毎の投資（購入）上限額が年間100万円とされ、かつ、投資した有価証券を保有している限り、その収益については、最大5年間は非課税となるなど、短期売買よりも中長期の保有が税制上のメリットを享受しやすい仕組みとなっ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>ている。このため、顧客が、短期間で金融商品の売買（乗換え）を繰り返すような取引は、NISAの制度趣旨に馴染まないものとなっている。</u></p> <p><u>こうした点を踏まえ、NISAが、その制度設計・趣旨に則り適切に利用されるよう、非課税口座を利用する取引の勧誘に関し、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</u></p> <p><u>（注）NISAとは、年間100万円までの上場株式等への投資から生じる配当所得・譲渡所得等に係る所得税・住民税を、投資した年から最長で5年間非課税とする制度。</u></p> <p>① <u>顧客に対する説明態勢の整備</u></p> <p><u>イ. 顧客の金融リテラシー向上への取組み</u></p> <p><u>初めて投資を行う者や若年層など、投資知識・経験の浅い顧客による利用が予想されるが、こうした顧客に対しては、単に法令上の適合性原則を遵守することだけではなく、顧客の金融（投資）リテラシー向上を図り、資産形成に取り組んでもらうことが顧客・金融機関相互の利益につながるとの観点に立って、中長期投資や分散投資の効果等の説明といった投資に関する基礎的な情報を、適切に提供するよう努めているか。</u></p> <p><u>ロ. NISAに基づく非課税口座の利用に関する説明</u></p> <p><u>非課税口座開設の勧誘・申込みの受付時や口座開設後に、以下</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>の内容等について、必要に応じて、顧客に誤解を与えることのないよう正確に、分かりやすく説明しているか。</u></p> <p>a. <u>非課税口座については、通常の証券口座（特定口座等）と異なり、金融機関を跨った複数開設が認められず、一人一口座（一金融機関）のみ開設が認められること。なお、顧客が予め希望している金融商品を購入できないことのないよう、この説明と併せて、自社が非課税口座において取り扱っている金融商品の種類（上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、公募株式投資信託など）についても説明しておく必要がある。</u></p> <p>b. <u>非課税口座では、年間 100 万円まで、有価証券の買付けを行うことができ、非課税口座で保有している有価証券を一度売却するとその非課税枠の再利用ができないこと（そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適さないこと。）</u></p> <p>。</p> <p>c. <u>非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできないこと。</u></p> <p>d. <u>非課税口座の損失について、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできないこと。</u></p> <p>e. <u>投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であり、N I S A においては制度上のメリット</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(7) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>	<p><u>を享受できないこと。</u></p> <p>② <u>制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供</u></p> <p><u>NISAが、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として導入された趣旨を踏まえ、NISAを利用する顧客に対して、例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供や、中長期にわたる安定的な資産形成に資するような金融商品を中心とした商品提供を行うなど、NISAの制度設計・趣旨を踏まえた金融商品等の提供を行っているか。</u></p> <p>(8) 監督手法・対応</p> <p>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された証券会社等の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、証券会社等における自主的な改善状況を把握することとする。また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（3）投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V-2-1-1 勧誘・説明態勢</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（3）投資信託の勧誘に係る留意事項</p> <p>投資信託は、専門知識や経験等が十分ではない一般顧客を含めて幅広い顧客層に対して勧誘・販売が行われる商品であることから、顧客の知識、経験、投資意向に応じて適切な勧誘を行うことが重要であり、特に以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>NISAを利用する取引の勧誘に係る留意事項については、IV-3-1-2（7）①に準ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>